○法務省令第十三号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）及び法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）を実施するため、法務省組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日　法務大臣　小川　敏夫

法務省組織規則の一部を改正する省令

法務省組織規則（平成十三年法務省令第一号）の一部を次のように改正する。

第五条の次に次の一条を加える。

（民事訟務対策官）

第五条の二　民事訟務課に、民事訟務対策官一人（関係のある他の職を占める者をもって充てられるものとする。）を置く。

2　民事訟務対策官は、命を受けて、民事訟務課の所掌事務に関する重要事項についての訴訟の追行、企画及び関係行政機関その他の関係者との連絡調整に関する事務をつかさどる。

第十条第一項中「二人」を「三人」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第十四号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十八条第四項、第十九条第二項及び第二十条第二項並びに法務省組織令（平成十二年政令第二百四十八号）第六十九条第三項の規定に基づき、法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日　法務大臣　小川　敏夫

法務局及び地方法務局組織規則の一部を改正する省令

法務局及び地方法務局組織規則（平成十三年法務省令第十一号）の一部を次のように改正する。

第十四条第二項及び第二十三条の二第二項中「及び福岡法務局」を「、福岡法務局及び仙台法務局」に改める。

第三十四条第三項中「静岡地方法務局」の下に「、金沢地方法務局」を、「次席登記官（」の下に「福島地方法務局、」を加え、「横浜地方法務局、京都地方法務局」を「横浜地方法務局、静岡地方法務局、京都地方法務局」に改める。

第四十二条第二項中「静岡地方法務局」の下に「、金沢地方法務局」を加える。

第四十二条の二中「水戸地方法務局」を「福島地方法務局、水戸地方法務局」に改め、「横浜地方法務局」の下に「、静岡地方法務局」を加える。

第五十一条第一項中「八百四人」を「八百六人」に改める。

第五十二条第一項中「三百八十人」を「四百七人」に改める。

附則に次の一項を加える。

（表示登記専門官の設置期間の特例）

3　第五十二条第一項の表示登記専門官のうち二十一人は、平成二十七年三月三十一日まで置かれるものとする。

別表第二中

釧路地方法務局	帯広支局

を

釧路地方法務局	帯広支局
釧路地方法務局	北見支局

に、「

横浜地方法務局	小田原支局

」を「

横浜地方法務局	西湘二宮支局

」に、「

新潟地方法務局	上越支局
新潟地方法務局	新津支局

」を「

新潟地方法務局	新津支局
新潟地方法務局	上越支局

」に、「

名古屋法務局	春日井支局

」を「

名古屋法務局	刈谷支局

」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。ただし、別表第二の改正規定中横浜地方法務局に係る部分は、同月二十三日から施行する。

○法務省令第十五号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第九条第三項の規定に基づき、刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日　法務大臣　小川　敏夫

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則の一部を改正する省令

刑務所、少年刑務所及び拘置所組織規則（平成十三年法務省令第三号）の一部を次のように改正する。

第三条第一項の表刑務所等の名称の欄中「名古屋刑務所　広島刑務所」を「名古屋刑務所」に、「神戸刑務所」を「神戸刑務所　広島刑務所」に改める。

第三十一条第一項中「六百三十六人」を「六百三十五人」に改める。

別表第二の一　刑務所の支所の表月形刑務所の項中「岩見沢市」を「北海道樺戸郡月形町」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第十六号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第十条第三項の規定に基づき、少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日　法務大臣　小川　敏夫

少年院及び少年鑑別所組織規則の一部を改正する省令

少年院及び少年鑑別所組織規則（平成十三年法務省令第四号）の一部を次のように改正する。

第七条第一項中「榛名女子学園、多摩少年院」を「多摩少年院に教育調査官二人を、榛名女子学園に」、「和泉学園及び福岡少年院に、」を「及び和泉学園に」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第十七号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十四条第三項の規定に基づき、保護観察所組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日　法務大臣　小川　敏夫

保護観察所組織規則の一部を改正する省令

保護観察所組織規則（平成十九年法務省令第二十二号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項中「さいたま保護観察所」を「札幌保護観察所、さいたま保護観察所」に、「及び広島保護観察所」を「、神戸保護観察所、広島保護観察所及び福岡保護観察所」に改める。

附　則

この省令は、公布の日から施行する。

○法務省令第十八号

法務省設置法（平成十一年法律第九十三号）第二十一条第四項、第二十二条第三項及び第二十三条第二項の規定に基づき、地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十四年四月六日　法務大臣　小川　敏夫

地方入国管理局組織規則の一部を改正する省令

地方入国管理局組織規則（平成十三年法務省令第十三号）の一部を次のように改正する。

第十二条第二項中「七人」を「十一人」に改める。